

知ろう学ぼう人権

共生社会の実現に向けて

障害のあるなしに関わらず、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を実現するための法律「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が令和3年に改正され、令和6年4月1日より改正法が施行されています。この改正により、「不当な差別的取り扱い」の禁止に加えて、「合理的配慮の提供」が行政機関などだけでなく事業者(企業や団体、店舗など)でも義務化されました。

■**不当な差別的取り扱い**：正当な理由なく、障害のない人と異なる取り扱いをして障害のある人を不利に扱っていること。

【考えられる具体例】

- ・ 障害の種類や程度などを考慮せず、漠然とした安全上の問題を理由に、施設の利用を断る行為。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害のない人とは異なる場所での対応を行う行為。

■**合理的配慮の提供**：障害者から「社会的な障壁や困難を取り除いてほしい」という意思が示された場合、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

【考えられる具体例】

- ・ 飲食店で障害のある人から「車いすのまま着席したい」と申出があり、備え付けのいすを片付けてスペースを確保した。
- ・ 難聴者への筆談でのコミュニケーションを図ったときにペンが細く文字が小さいため読みづらいと申出があり、太いペンで大きく文字を書いて筆談を行った。

この法律にある「障害者」とは、障害者手帳を所持している人だけでなく、障害や社会的障壁により、生活に制限を受けている人が対象です(障害のある子どもも含まれます)。

誰もが過ごしやすい社会にするために、企業や行政だけでなく、私たち一人ひとりが障害への知識や理解を深める必要があります。そして、障害のあるなしに関わらず、同じ社会に生活するものとして、互いに認め合い歩み寄ることが大切です。

問合せ先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059

こちら羽曳野けいさつ署

☎952・1234



パソコンにこんな画面が出れば詐欺!!



これは「サポート詐欺」の手口です。サポート詐欺とは、パソコンでインターネットを閲覧中に、使用者の不安を煽るような画面を表示させ、サポート窓口に電話をするように促します。窓口に電話すると、サポートの名目でお金をだまし取られたり、パソコンを遠隔操作されるようなアプリをダウンロードされたりします。画面に表示された連絡先には電話せず、警察に連絡してください。

第2回大阪府警察官募集

第一次選考日 9月16日(月・祝)
※詳しくはQRコードからホームページをご覧ください。

問合せ先 大阪府警察官採用センター
☎0120・370・314



7月1日(月)~31日(水) 夏の交通事故防止運動実施!

運動の重点

- ・ こどもと高齢者の交通事故防止
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 二輪車の交通事故防止
- ・ 飲酒運転の根絶

スローガン

- ・ わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり
- ・ 身につけよう 交通ルールと ヘルメット
- ・ ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ
- ・ 飲みませぬ 今日は私が ハンドルキーパー

大阪南消防組合

はい、消防署です
☎958・0119



第52回消防救助技術近畿地区指導会

消防職員が日々の訓練成果を披露します。サテライト会場では、地震体験、ミニ消防車乗車体験、消防車両展示・撮影会、消防音楽隊演奏も行います。

日時 7月30日(火)
9時30分~16時 ※雨天決行

場所

- ・ **メイン会場**(救助訓練) 堺市総合防災センター(堺市美原区阿弥129-4)
- ・ **サテライト会場** ららぽーと堺(堺市美原区黒山22-1)、ビバモール美原南インター(堺市美原区黒山1008)

問合せ先 警防課 ☎958・9908